

特定美術品の相続税の申告された納税猶予税額の一部  
について納税猶予が認められない旨の通知書

\_\_\_\_\_第\_\_\_\_\_号  
令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

〒  
住所\_\_\_\_\_  
氏名\_\_\_\_\_様

\_\_\_\_\_税務署長

あなたは\_\_\_\_\_殿から相続（遺贈）により取得した特定美術品の相続税について、租税特別措置法第70条の6の7第1項に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により申告された猶予税額の一部について納税の猶予が認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められることとなった相続税の額\_\_\_\_\_円は、  
至急同封の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））  
又は当税務署へ納付してください。

○ 納税の猶予が認められない金額

イ 申告に係る税額	ロ 正 当 な 税 額	ハ 納税の猶予が認められない金額 (イ-ロ)
A 差引税額（納付すべき税額）	円	円
B 納 稲 猶 予 税 額		円
C 申告期限までに納付すべき 税 額 ( A - B )		

○ 納税の猶予が認められない理由


特定美術品の相続税の申告された納税猶予税額  
の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

**使用目的**

この通知書は、納税猶予の申請者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。